

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー②）の計算書
 （原油価格上昇の場合）

住 所

電話番号

申請者名 _____

（表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高）

当社の主たる事業が属する業種は _____（※1）

業種（※2）	最近1年間の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※1：最近1年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表2：主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇） 20%以上であること

	原油等の最近1か月の平均 仕入単価	原油等の前年同月の平均仕 入単価	原油等の仕入単価の上昇 率 (E/e × 100 - 100)
主たる業種	円【E】	円【e】	%
全体	円【E】	円【e】	%

（表3：主たる業種及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合） 20%以上であること

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する 原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等 の仕入価格の割合 (S/C × 100)
企業全体	円【C】	円【S】	%
全体	円【C】	円【S】	%

（注）最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

（表4：主たる業種及び全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況）

	最近3か月間 の原油等の仕 入価格	最近3か月間 の売上高	(A/B)	前年同期の原油 等の仕入価格	前年同期の売上 高	(a/b)	(A/B) - (a/b) =P
主たる 業種	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		
企業 全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

（注）認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロー②）の認定における提出書類

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー②） 正本2部
実印（個人事業主は個人印）を押印してください。
- 2 法人にあっては商業登記簿謄本（正本／発行日が3ヶ月以内のもの） 原本
個人にあっては直近の確定申告書の写し
法人の住所、商号及び代表者名又は個人の住所及び事業所の所在地を確認するため用います。
- 3 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー②）の計算書 1部
- 4 月次損益計算書（試算表）、仕入台帳など
最近3ヶ月間とその期間に対応する前年の3か月間の仕入れ価格、及び最近1か月間とその期間に対応する前年1か月間の原油等の仕入数量がわかる書類。
- 5 決算書（直近のもの）
売上原油及びその中に占める原油等の仕入れ価格を確認するために用います。
- 6 月次損益計算書（計算表）、売上台帳など
最近3か月間とその期間に対応する前年3か月間の売上がわかる書類。

※上記4～6の書類については、すべてに法人の住所と商号（法人の場合）又は個人の住所と個人名（個人の場合）を付記し、実印（個人事業主は個人印）を押印してください。
付記は、記入しても横ばんを用いてもどちらでも構いません。

- 7 金融機関の担当の方が認定業務を代行するときは、委任状が必要になります。

その他

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定は、主たる事業が経済産業大臣の指定した不況業種である必要があるため、指定業種の確認については中小企業庁ホームページをご覧ください。
中小企業庁ホームページアドレスhttp://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
「セーフティネット保証制度5号の指定業種」参照
※主たる事業とは、最近1年間の売上が最も大きい事業です。
- 2 申請にあたっては、次の条件に合致する必要があります。
 - (1) 原油等の仕入単価の上昇率、原油等が売上原油に占める割合（依存率）が20%以上であること。
 - (2) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高の状況 $P > 0$ であること。